

2018年4月12日

ASEANにおける電子商取引法制度の3層構造

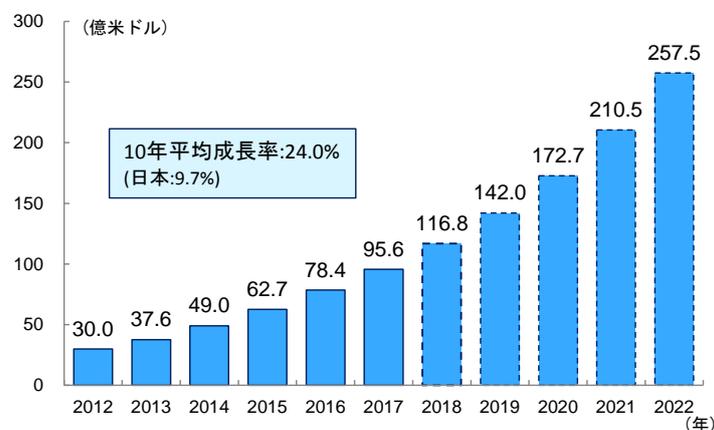
国内、域内、多国間の法制度の整備に向けて日本の関与を期待

アジア事業開発グループ
コンサルタント 山田悠生

インターネット等を利用した電子商取引（以下、EC）の成長の一方で、多くの国が試行錯誤を重ねてその法制度整備を進めている。伝統的な法制度の枠組は、複雑に多様化しながら拡大するデジタル経済社会における活動を前提としたものではないからだ。ECが急速に発展しつつあるASEAN諸国の事情も例に漏れない。ASEANのECに関する法制度は、個々のASEAN構成国のみならず、ASEAN域内経済統合やASEANを含む多国間経済協力といった多くのレベルで枠組整備が進められている。以下で、こうした重層的なASEANのEC法制度の状況、さらには法制度整備に対する日本の関与について概観してみよう。

ASEANでは、2015年末に発足したASEAN経済共同体（AEC）の枠組のもとで域内市場統合・貿易促進が進む。この域内人口6.4億人、GDP2.7兆ドル（2017年、IMF推計）の成長市場にアクセスする手段としてECが注目されている。経済統合の取り組みに加え、中間所得層の拡大を背景とした消費の伸長、インターネットの普及、物流網の充実などにより、ASEANのEC小売市場は2012年から2022年の間に8倍を超える規模にまで拡大すると予想されている（年平均成長率24%：英Euromonitor International調べ。図表1）。

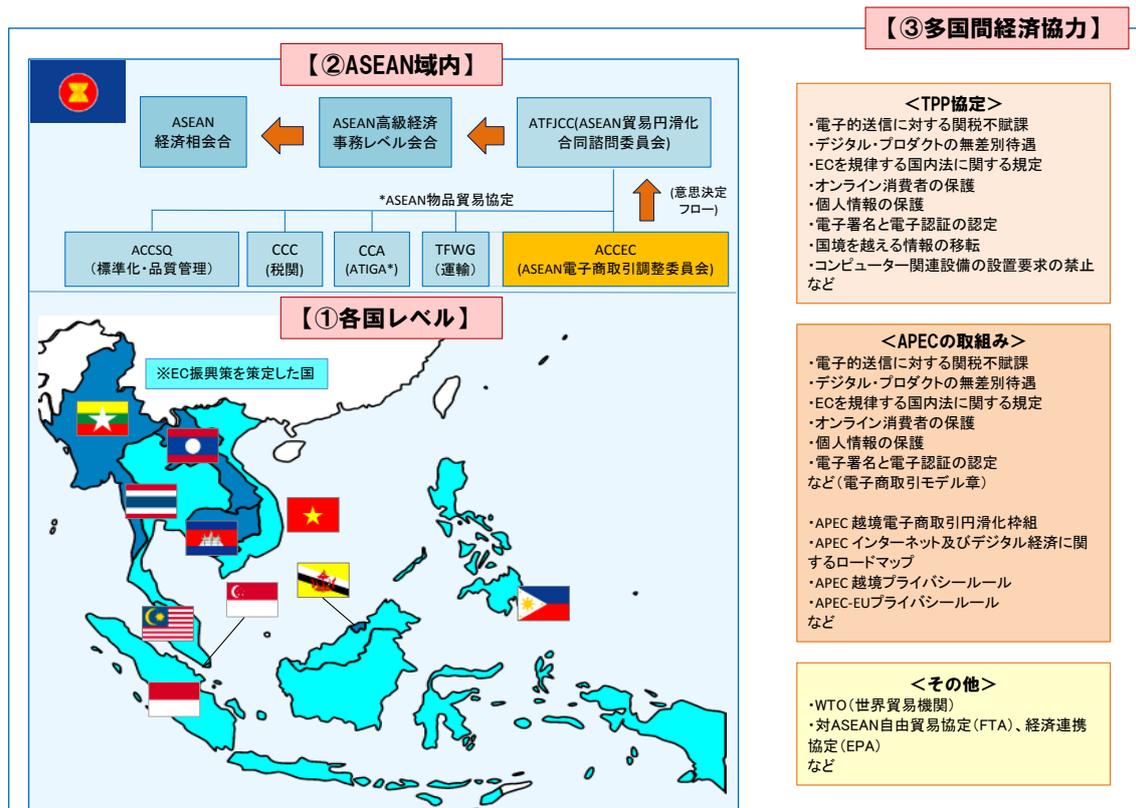
（図表1）ASEANのEC小売市場規模推移



出所：Euromonitor International より大和総研作成

併せて、急成長する EC ビジネスを適切に規制し、また政策的に支援するための法制度の重要性も高まっている。整備が進められている EC 法制度は、①各構成国、②域内経済統合の枠組、③ASEAN を含む多国間経済協力の枠組、の 3 レベルで構成され、重層的なのが特徴だ（図表 2）。

（図表 2）ASEAN における EC 法制度の概観



出所：ASEAN 各国政府、ASEAN 事務局、APEC、日本国外務省、ジェトロウェブサイト、三角形「白地図専門店」サイト等より大和総研作成

個々の構成国レベルでは、EC に関連する法制度の新設や、既存制度の改正が活発に進められている。EC を含む電子的な取引、プライバシー、消費者保護などを定めた基本的な法制度はカンボジア、ラオス、ミャンマーのような一部の後発国を除くほとんどの国に存在する（国連貿易開発会議：UNCTAD 調べ。図表 3）。今後は後発国での法制度整備や変化の激しいデジタル経済の実情を反映した規制や支援策（ビッグデータの商用利用、巧妙化するサイバー犯罪への対応等）の整備が焦点となろう。

(図表 3) ASEAN における EC 関連法整備状況

国名	電子的取引	プライバシー	サイバー犯罪	消費者保護	コンテンツ規制	ドメイン名
ブルネイ	◎	—	◎	○	◎	◎
カンボジア	△	—	△	◎	△	◎
インドネシア	◎	○	◎	○	◎	◎
ラオス	◎	—	—	△	◎	○
マレーシア	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ミャンマー	◎	—	◎	◎	◎	◎
フィリピン	◎	◎	◎	◎	—	◎
シンガポール	◎	◎	◎	◎	◎	◎
タイ	◎	○	◎	◎	○	○
ベトナム	◎	○	◎	◎	◎	◎

◎=制定済、○=部分的に制定、△=ドラフト段階、—=該当なし

注：2013年3月時点

出所：UNCTAD “Review of e-commerce legislation harmonization in the Association of Southeast Asian Nations” (2013)

(図表 4) ASEAN 主要 5 カ国の EC 振興策が対象とする分野

国	シンガポール	インドネシア	マレーシア	フィリピン	ベトナム
振興策名	Retail Industry Transformation Map	E-Commerce Roadmap 2017 - 2019	National eCommerce Strategic Roadmap	E-Commerce Roadmap 2016-2020	National EC Development Program 2014-2020
発表年	2016	2017	2016	2016	2014
分野					
EC導入・オムニチャンネル化支援					
関係者の啓発					
消費者保護					
電子決済					
投資誘致					
越境EC・国際協調					
ブランディング・マーケティング支援					
情報・通信インフラ					
物流インフラ					
人的資本開発					
資金調達					
税制					
電子政府					
イノベーション・先端技術導入					
中小企業支援					
スタートアップ支援					

注：タイの EC 振興策は報道情報のみで詳細な内容が明らかになっていないため、記載していない。またベトナムでは 2016 年に首相決定 (Decision No. 1563/QĐ-TTg) に基づき 2016 年から 2020 年までの EC 振興マスタープランが承認されているが、情報の信頼性・網羅性の点から記載していない
出所：各国政府ウェブサイトより大和総研作成

ASEAN の主要経済国（シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム）では、この数年の間に国家的な EC 振興策が相次いで定められてきた。注目したいのは多くの振興策に、電子決済、通信・物流インフラ整備、人的資本開発、中小企業支援など、ECに限らずデジタル経済全般に裨益する要素が盛り込まれている点だ（前頁図表 4）。例えばフィリピンの EC 振興策は、EC 利用率の向上だけでなく高速インターネットの提供、サイバー犯罪からの保護、行政のオンライン化なども目標とされている。EC 振興策を軸としたデジタル経済全般の振興が ASEAN におけるトレンドとなっていることがよく分かる。

次いで ASEAN 域内経済統合の枠組に目を向けると、「ASEAN 電子商取引調整委員会 (ACCEC)」が域内経済政策決定の枠組に新設されたことに注目したい（第 1 回会合は 2017 年 2 月）。EC に関する諸問題はこれまで、貿易の円滑化、商品の規格や基準、関税などを担当する個別の委員会で断片的に扱われてきたが、今後は ACCEC のもとで EC 分野全般に亘る横断的、集約的な議論が期待できることになる。

また、昨年 9 月の ASEAN 経済大臣会合で策定された EC に関する長期計画では、法制度の現代化について具体的なタスクが定められ、各国国内法に関するレビューや最新情報の共有が行われることになっている。さらに、2018 年には「ASEAN 電子商取引協定」の準備作業を進めることが合意されている。

最後に ASEAN を含む多国間経済協力の枠組として、TPP（環太平洋パートナーシップ）と APEC（アジア太平洋経済協力）での EC に関する取り組みを指摘せねばなるまい。先月署名式が行われ、米国を除く 11 カ国で発効を目指す TPP 協定には、締約国¹がデータセンター等を自国に設置するよう要求してはならず、個人情報を含む情報の国境を越えた移転を許可するなど、EC 事業者の市場アクセスを保障する内容が盛り込まれる予定だ。APEC²でも、EC はデジタル経済の主要分野と位置付けられており、2017 年の閣僚会議で「APEC 越境電子商取引円滑化枠組」が承認されている。この枠組では透明で予測可能な越境 EC 法規制の整備が柱の一つに定められている。

以上のように、ASEAN の EC 法制度は 3 つのレベルでの議論が重層的に絡みながら充実しつつある。適切な法制度による EC の振興は経済全体への波及効果も大きいと期待できる。他方、人材の質が伴わないことやデジタル経済に関する法規制のノウハウが十分でないなどに起因する制度の有名無実化、担当者によって異なる不安定な運用といった問題が生じる懸念も禁じ得ない。

筆者はこのような運用面の課題に対して、日本が有効な支援を提供可能ではないかと期待する。日本政府は法制度を経済開発や投資環境整備に資するソフト・インフラと位置付

¹ ASEAN ではブルネイ、マレーシア、シンガポール、ベトナムが該当する

² ASEAN ではブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムが加盟

けて、インドネシア、ベトナム、ミャンマーといった新興諸国に対する法制度整備支援を積極的に行ってきた。日本による支援の特色は、人材育成により制度が実質的に機能することに配慮している点にある。例えば、法務省による法整備支援は法令の起草を含む制度の整備に加え、法曹人材の育成も支援の柱と位置付けている。

また、EC の決済手段としても利用可能な仮想通貨の法的地位を定めた資金決済法の改正（2017 年 4 月施行）、パーソナルデータの利活用・情報漏洩などに対応した個人情報保護法の改正（同 5 月全面施行）、現行法の EC 等への適用の解釈を表明する経済産業省の「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」（同 6 月改訂）など、日本はデジタル経済の環境変化に迅速に対応した法制度整備を進めてきた。アジアにおける豊富な支援経験、人材育成を通じた運営面への配慮、現実への機敏な対応力を活かし、日本は ASEAN における実際の法制度整備において将来的に発生し得る問題等を極力抑えることに寄与できよう。

さらに、日 ASEAN 関係は政府間、企業間のみならず官民の連携も緊密だ。例えば ASEAN に展開する日本企業は商工会を通じて ASEAN 事務総長との定期会合を開き、ビジネスに関する意見交換を行っている。このような官民のネットワークを活かし、目まぐるしく変化するデジタル経済社会において新規に発生した課題に日 ASEAN が協働して取り組むことにも大きな意義があろう。

－以上－